

「日本ねじ研究協会研究論文集」投稿規則

2023年7月26日改正版

一般社団法人 日本ねじ研究協会 研究委員会 論文集編集委員会

1. 適用

この投稿規則及び執筆要領は、一般社団法人日本ねじ研究協会（以下、本会という）研究委員会 論文集編集委員会が編集・発行する査読付論文集「日本ねじ研究協会研究論文集（Transactions of the JFRI）」に研究論文を投稿する場合に適用する。

2. 投稿資格

「日本ねじ研究協会研究論文集」に投稿できる者（以下、著者という）は、原則として本会の会員（企業会員、個人会員、名誉会員および特別会員）とする。また、連名で投稿する場合は、少なくとも1名の著者が会員であることを要する。ただし、本会がとくに執筆を依頼する場合は、この限りでない。

3. 著作権

(1) 「日本ねじ研究協会研究論文集」に掲載された著作物の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定されたすべての権利及び電子メディア化する権利、二次著作物の利用権を含む）は、本会のみには帰属する。なお、掲載された研究論文は日本ねじ研究協会のウェブページに掲載する。

(2) 著作者から本会への著作権の譲渡は、著作者が、著作権委譲書を用いて著作権譲渡の意思を表明の上、本会に著作物を投稿し、その著作物を本会が受領した段階で成立するものとする。ただし、査読の結果が不採用の場合や、その著作物が発刊されない場合は、その時点で、本会が所有するその著作権は返還されるもの

とする。

(3) 著作者自身が、営利目的で著作物を利用する場合には、別に定める本会著作物の利用許諾申請書に従って、本会の許諾を得なければならない。著作者以外の個人又は法人である第三者が、本会の編集著作物及び個別の著作物の全部又は一部の利用を希望する場合には、事前に本会著作物の利用許諾申請書を提出して、本会に利用許諾を求めなければならない。この場合、本会が適当と認めたものに限り、許諾する。

(4) その他、著作権に関する詳細は「720 一般社団法人日本ねじ研究協会 著作権規程」によるものとする。

4. 原稿

(1) 投稿できる原稿の種類は、論文および総説とし、内容に応じて著者が選択するものとする。また、ねじおよびねじ締結の設計・製造・応用技術・周辺技術に関する分野を対象とする。

下記に原稿の種類の詳細を示す。

論文：未発表の学術・技術に関するもので、独創的または実用上役立つ成果を含むもの。原則として、頁数は4頁から8頁とする。

総説：特定の研究を広く客観的に総括・説明したもので、その研究の推移等を知るために役立つもの。原則として、頁数は8頁以内とする。

(2) 原稿は、執筆要領（別紙）にしたがって作成・投稿するものとする。

5. 査読

(1) 投稿された原稿は、論文集編集委員会が選任した査読委員によって査読される。なお、査読委員は一切公開しない。査読の結果により修正又は削除等を求めることがある。

(2) 原稿の採否は、査読委員の答申に基づき、論文集編集委員会で決定する。

(3) 採用が決定した原稿は、決定順にしたがい「日本ねじ研究協会研究論文集」に掲載する。ただし、同時に多数の原稿の採用が決定し、同一の号への掲載が無理な場合は、原稿受付日の早いものを優先させるものとする。

改正履歴

2022年4月1日作成

2023年7月26日改正

6. 校正

(1) 著者は、指定された期限内に責任をもって著者校正を行うものとする。

(2) 著者校正は、誤植のみに限り字句又は文章の挿入、訂正、削除等は原則として認めない。

7. 訂正

(1) 「日本ねじ研究協会研究論文集」を発刊した後、誤植が発見され著者から申し出があった場合は、正誤表を掲載する。

(2) 誤植以外の訂正又は追加等を著者から申し出があった場合は、論文集編集委員会が認めたものに限り掲載する。

8. 別刷

別刷の購入を希望する場合は、著者が実費を負担するものとする。